

ローエイシア ニュースレター

No.41 (2022年1月)

日本ローエイシア友好協会

年頭のご挨拶



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

明けましておめでとうございます。今年もよろしく
お願い致します。

本年もまた、コロナ禍の終息が見透せない中の新
年になりました。皆様くれぐれも御健康に御留意下
さい。

トンガの大噴火と津波のニュースには驚きまし
た。ローエイシア（正式名：The Law Association
for Asia and the Pacific）がカバーする太平洋地域
（Pacific）のど真中の出来事でした。住民の方々の安
全と被害の少ないことを祈るばかりです。

さて、今回のニュースレターは、それぞれの執筆
者の思いのこもった文章が集まりました。人権、ビ
ジネス、国際仲裁、国際法、法整備支援、当協会へ
の提言と、多彩なテーマが取り上げられ、当協会の
幅広さ、奥深さを示しています。

何人かの方が、ABLF（アジア ビジネス ロー フ
ォーラム）のことに触れられました。ABLFは、ア
ジアと日本、官庁と民間、世代間の3つの架け橋に
なることを目的として、ほぼ2年にわたる準備期間
を経て、2020年1月29日に発足しました。アジアに
関わる情報の交換と討論の場を提供しようとするも
のです。当協会と国際民商事法センター、商事法務
研究会の3者が設立団体となっております。これま
での活動に好意的な御意見を頂戴して、方向が間違
っていなかったことを確信し、うれしく思っていま
す。

ローエイシアは、弁護士を中核とする団体であり、
その活動領域には、どうしても限界があります。中
でも、ビジネスに関する分野、経済や科学技術を一
緒に検討しなければ解決が見出せない分野など、ロ

ーエイシアが十分に会員に応えてこなかった領域が
あります。また、日本からアジア諸国への法整備支
援は、日本が諸外国に先行して成果を上げているプ
ロジェクトですが、ローエイシアではまだ関心が薄
く、日本国内でさえその理解が十分行き届いており
ません。更には、日本人がローエイシア本体の活動
に参加するには、言語のハンディキャップが依然と
して存在します。そこで、法律家だけでなく、日本
の企業、諸団体など、アジアに関心を寄せる人達に
活発で自由な討論の場（フォーラム）を提供し、国
内活動を活性化することにより、新しい活動分野を
切り開き、ローエイシア本体との架け橋にもなりた
いと考えました。当協会だけの企画にせず、国際民
商事法センター、商事法務研究会にもお声がけをし
たのも、オールジャパンで取組むべき広がりのある
構想であるからに外なりません。

ABLFでは、現在「ビジネスと人権」をテーマと
する、オンラインのシンポジウムを2月25日に予定
しています。ABLFの理念を体現した、活気あるシ
ンポジウムになると期待しています。多くの方々の
参加をお待ち致します。

アジア・太平洋地域は、コロナ禍の下で、ミャン
マーのクーデター、中国新疆ウイグル自治区の人権
侵害、香港の民主化抑圧、台湾問題など、今年も多
くの難題に向き合うこととなります。会員の皆様と
の自由な討議と意見交換を通じて、日本からアジ
ア・太平洋地域に対する正しい貢献の道を、引き続
き模索し、実行していきたいと思えます。

皆様の積極的な活動、御協力を心からお願い致し
ます。

2022年年頭に、ローエイシアを考える



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長・ローエイシア顧問委員
鈴木 五十三

執行委員会

昨年の年次大会で、ローエイシアの新執行部が選任された。日本からは、日本代表理事を務める上柳弁護士が昨年に引き続き執行委員として選任された。ローエイシアの特徴の一つは、執行委員会を構成する委員相互の協力体制が強いことである。各委員は、それぞれの弁護士会のバックアップのもとで選出されているが、弁護士会の代表という立場ではない。それぞれの基盤である弁護士会の立場はあるものの、個別会の利害を超えた地域団体としての固有の目的の下での協力体制を築いている。年次大会に加えて、年4回の会合があり、相互の信頼関係を深めつつ、各地域の弁護士相互の交流をアレンジし合える有益な場である。執行委員の出身地域が多様であることで、アジア太平洋地域全体の多様な法律家活動に直接触れることが目論まれている。コロナ禍の現在も、この特徴は、維持されている。

現在の委員の出身地域は、韓国、中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、マレーシア、スリランカ、インド、オーストラリア、フィジーそして日本（上柳弁護士）となっていて、点をつなぎ合わせればほぼアジア・太平洋地域全域の出来事に、現地弁護士会・法律家を通じてアクセスできる構成である。

地域で発生する課題は、地域に共通する場合もあるし、地域ごとに異なる場合もある。政治体制、継受法、法文化そして経済の違いがあることから、弁護士・法律家のレベルで抱える問題もこれに対処する方策も地域毎に異なることがあって当然である。

旧英連邦の地域においては、毎年頭、リーガルイヤーオープニングと呼ばれる全法曹が一同に会する年賀式典が行われる。ローエイシア会長の正月は、マレーシアを皮切りに、シンガポール、そして香港へと北上する三つの年賀式典を一週間かけて行脚することにより始まる。今年は、このような式典はいずれもヴァーチャルに開催されたため、行脚はなかった。それでも、各弁護士会の会長のスピーチは、最高裁長官のスピーチとともに公表されるからその年の課題として何が意識されているかを知ることができる。ローエイシアとの関係を念頭におきながら

各弁護士会のかかげる課題のいくつかをみておきたい。

スリランカ

スリランカは、インドを中心とする南アジアと、インドシナ、フィリピンに及ぶASEANの中間に位置する。ローエイシアとの関わりは深い。2016年に、コロンボで行われた第19回年次大会は、ローエイシア創設50年記念を兼ねて壮大な式典となった。スリランカは、それまでの、長い内戦からの復興期にあたっていたが、内戦後の政治的安定の確保が課題であった。この課題は、試行錯誤を繰り返しながら現在まで続いている。ローエイシアに登場する執行委員は、スリランカ弁護士会の重鎮であり、その立ち位置も、時の政治情勢に左右される場合もあり、ローエイシアのスリランカとの関係は、時の政権から距離をおいた友好関係に基調がある。そうした中、政権に批判的な依頼者の弁護活動にあたった弁護士に対する政治的、法的攻撃により逮捕拘留も行われるという事態があり、ローエイシアは、スリランカ弁護士会からの要請を受けて、スリランカにおける法の支配の浸食に対する懸念を表明していた。] (2018年11月)。国連の人権理事会からは、同国における法執行が国際人権基準に抵触するとの指摘があり、EUも、同様の立場から、スリランカでの人権政策の実行を一つの目安に付与していた優遇関税を廃止するとの検討にはいていた。

しかし、新年を迎えて、スリランカ政府は、これまで、問題の根源の一つとして指摘されていた司法審査を経ない逮捕拘留を認める反テロ法を改め国際人権基準に適合させるとして、EUの優遇関税の継続的適用を求めた。このような、政府政策と弁護士活動擁護のバランスを舵取りする弁護士会の年頭の声明は、スリランカの国民経済の疲弊（外貨準備高不足、国家財政における債務負担の過剰など）からの回復を求めるもので、弁護士会としてのコミットとしては、きわめてユニークな内容となっている。

そして、スリランカ弁護士会の最近の最大の関心の一つは、コロナ禍でのオンライン会議の開催とその成果の評価である。現在の執行委員でもある、ス

リランカ弁護士会の現事務総長のAwarasuviya氏は、この一年の活動が、オンラインを手段として行われることにより、会員との通信の各段の発展があったと指摘した。オンライン会議は、英語会議あるいは現地語会議として頻繁に開催され、一定の資金収入も挙げるに至ったという。

シンガポール

オンラインによる弁護士会活動から弁護士活動そのものへの変革を強く意識したのは、シンガポール弁護士会であった。シンガポールの司法活動そのものに、デジタルの先端技術が導入されそれによる審理促進がはかれるというのが、最高裁メノン長官のメッセージの一つだった。しかし、シンガポール弁護士会のタン会長の年頭あいさつは、シンガポール若手弁護士の廃業問題から始まった。大規模弁護士離れともいえる「great retirement」が、特に若い世代を襲っていることから始まり、この災いを福に転じる道としてデジタル・オンライン環境の下での弁護士実務の在り方そのものの変革を訴える。それは、法律事務所の施設・インフラの変革から法律相談業務の提供の方法までに及ぶ広範な変革に及ぶもので、近い将来の弁護士業務を構想する上で、多くのヒントに富んでいる。クロスボーダー訴訟、仲裁振興を先駆けるシンガポール法曹（本年の年頭には、宮崎前最高裁判事が、シンガポール国際商事裁判所判事に就任したことが伝えられた）だがその未来はバラ色ではない。それを見越しての指摘が弁護士会から発せられるところに、その先駆性にやはり感心する。シンガポールからは、ダス弁護士が、女性として初のローエイシア会長を務め、現在は、家族法専門のYap Teong Liang弁護士が執行委員として参加している。札幌で開催された野田愛子メモリアル以来、家族法セクションの主要活動メンバーで日本の家族法関係者との関係も深い。

マレーシア

人権、弁護士活動の独立性を重視し、ローエイシアの人権活動を側面から支える執行委員を輩出しているのはマレーシア弁護士会である。マレーシア弁護士会は、歴代の会長が、ローエイシアに積極的に参加し、数年おきに会長を送り出している。現在の執行委員スル氏もマレーシア弁護士会の会長で、ローエイシア会長であったリオン氏の後任であった。マレーシアの最高裁長官は女性長官として弁護士らの信任も厚い。年頭所感は、商事事件の申立て件数の激減の指摘、幼児に対する性犯罪の増加など取り扱い事件についての報告とともに、民事事件でのヴァーチャル審問の導入が行われていることを言及しつつ、刑事事件においても、被告人の権利を尊重しつつ、ヴァーチャル審問の導入をすすめたいとの意向を表明した。マレーシア弁護士会は、マレーシアが、国連の人権理事会において理事国に指名されたことを重視し、政府の国際人権への積極的関与を呼びかけた。イスラエルパレスチナ紛争の終結、アフ

ガン住民への人道支援、シンガポールでの死刑執行に関する問題など国際的な人権問題解決への人権理事会を通じての貢献を呼びかける。加えて、自国内における人権状況の課題を列挙している。その中には、コロナの緊急事態措置において、緊急性を理由とする権利の抑制が生じていても、民主主義、法の支配、人権基準は保障されなければならないとし、集会言論の自由の侵害に対する懸念を表明している。また、警察での拘置中の7件の死亡事件。外国人労働者に対する保護の欠如、なかでも、ミャンマー軍部の仕立てた船によりミャンマー労働者の送還などを挙げて、弁護士会としての年頭所感としている。

香港

保安法をめぐる政治的動きで大きく影響を受けたかにみえる香港の弁護士だが、弁護士会としての年頭所感には、この問題に関する正面からの取り上げはみられない。パリスターで組織する香港弁護士会（Hong Kong Bar Association）の会長スピーチでは、弁護士業務の中核として、あらゆる依頼者への弁護の提供を挙げたうえで、そのためにも、依頼者の活動と弁護士の活動を同一視しないことの重要性が強調された。人権活動家などの弁護人が、人権活動家と同視されて迫害されることが生じることに対する弁護士業務の独立性の確保のためメッセージである。ローエイシアは、昨年11月から新会長に、香港ソリシターの組織であるローソサエティーの前会長であったパン女史を迎えた。中国と香港の弁護士交流をどうバランスしていくか、ローエイシアにとっても大きな課題となっている。

ローエイシアとその地域弁護士の課題

こうして、2022年の年頭所感をみてくると、ローエイシアの活動がカバーする地域に共通のいくつかの課題を指摘することができる。

1. コロナ禍で発展したオンライン通信の一般化は、弁護士業務のほとんどすべてに及ぶ変革をもたらすものであろうという現実と予測。
2. 人権からビジネスまで法を通じて取り扱う弁護士像の多様化への対処。
3. 弁護士の業務環境の変化に伴う経済基盤の変化への対処。
4. プロフェッションとしての弁護士像の変化の方向。特に、弁護士業務の組織化の進展と、ソロプラクティスないし小規模プラクティスの意義
5. アフガニスタン、ミャンマーを含むこの地域での政治的・経済的混乱への法律家としての関与

などである。答えはまだない。

こうした課題は、ローエイシア友好協会に参加する法律家が共有することからはじめることにより、回答を手に入れる第一歩を踏み出すことになると思う。今年も、工夫に頭を使う年になりそうである。

アジア太平洋地域における弁護士の活動・ 交流と日本の役割



東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長 (2021年度)
矢吹 公敏

私は、1995年からアジアの各国で国際的な司法支援活動（法整備支援活動）に参加してきた。カンボジアでは、日本弁護士連合会のプロジェクトで2002年に弁護士養成校を再興し、2002年から2010年まで日弁連がカンボジア王国弁護士会に対して弁護士養成校の支援を行った期間に、合計359名の新たなカンボジア弁護士を養成した（現在はすでに弁護士の数も1000人を超えている）。ベトナム、ラオスでの各種セミナーや本邦での研修、インドネシアでの調停規則支援、フィリピンでの家族法支援など多くのプロジェクトに参加してきた。また、現在は、国際法曹協会（International Bar Association）の弁護士会評議会（Bar Issues Commission）の議長として世界150以上の弁護士会とともに活動している。アジア太平洋地区では、ベトナム、インドネシアでのセミナーやフィジーを含む南太平洋弁護士協会の支援にも関与している。また、最近アフガニスタンでの紛争直後の弁護士会の再構築にも取り組んでいる。

どうして弁護士会や弁護士の支援をしているのか？と問われることがある。それに対する回答として、「弁護士は、法律実務家として、各国で人々の権利の実現や人権の保護に従事しているが、加えて、弁護士が市民社会でも以下のような重要な役割を担

っているからである。」と答えている。

- (1) 弁護士は、非政府・非経済社会で仕事をしている。勿論、政府や企業の仕事をしている弁護士は政府や経済社会に関わっているが、多くの弁護士は刑事事件や個人の民事事件を扱い、市民社会を構成する非政府・非経済社会との関係が深い。
- (2) 弁護士は、政治犯を含めた刑事事件を典型として、人々の基本的人権、特に政府に対する批判的な人々の権利の擁護に従事する職業であり、いわば政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な機能を有する市民社会の守り手としての役割を期待されている。
- (3) 弁護士は、統治機構の中の司法の一翼を担い、公正な裁判の実現に奉仕する役割を期待されている。特に、裁判官・検察官という官側の司法関係者と異なり、民間の立場でこの機能を有していることに意味がある。
- (4) 弁護士は、法学教育を含めて高度の教育を受けた知識層として、自ら政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な作用を自立的に行使することができる市民である。また、その結果、他の人々を啓蒙、教育して、市民として育成する役割も期待されている。

- (5) 弁護士の団体である弁護士会は、そのような弁護士を組織し、その活動を支えるとともに、個々の弁護士が政府から迫害されるなどした場合に、それを守る主体として機能する。
- (6) 弁護士は、弁護士会だけではなく様々な人権団体、NGOで働いており、そうした組織された市民団体の中核を担っている。

勿論、全ての弁護士がそのような役割を実際に行っているわけではなく、ときに政府に迎合的となり、また自ら権力構造の一端を担う弁護士もいる。しかし、全体としてみれば、上記のような特徴を有する弁護士や弁護士会が市民社会で果たす役割は大きいのである。そこで、国際的な司法支援活動（法整備支援活動）においても弁護士や弁護士会を対象として、上記のような役割を強化し、支援することに大きな意義があるのである。

しかし、アジア社会で市民という概念がどれほど受け入れられているか？ 市民概念は、西欧社会から移植された概念で、アジアでは馴染まないのではないか？ こうした疑問を常々持っていた。アジア諸国では、市民概念が遠い存在であるように感じたからである。

市民社会は、グッドガバナンス（良い統治）の視点からは大変重要な役割を果たしている。国家が、効率的で、透明性があり、公平な存在であるためには、その制度がグッドガバナンス（良い統治）と呼ぶべき基礎を有していることが必要である。ときに政府と経済社会が連携して、不当な利潤や非効率な政治を行う危険がある。そのような権限の逸脱や濫用を回避し、これを抑制することが期待されている組織が非政府・非経済組織である市民社会である。政府や経済社会と均衡して国家を形成する役割を市民社会が期待されているのである。この点では、国家を前提として市民社会を述べている。市民社会は前述のように本来国家を超越しているのであるが、国家単位でグッドガバナンスを考える際には、このように国家組織としても大切な機能を有しているのである。

ただし、市民社会と抽象的に述べても、政府や経済社会を監視する機能を個々の市民に求めることは過剰な負担である。そこで、市民が組織化され、市民社会がそうした役割を目に見える形で果たすことができなければならない。他方、行政府・立法府・司法府や企業などとは違い、市民社会は、非政府組織（NGO）、労働組合、政党、市民運動、メディア、法律家団体など非定型である。そうした市民社会を糾合し、助言する役割を担うのが弁護士の役割である。

翻って、日本の弁護士の立場は決して欧米のように強固ではない。憲法には刑事被告人の弁護人依頼権が規定されており（37条3項）、弁護士法により弁護士自治が認められているが、代言人の時代から140年以上の歴史のある弁護士が欧米並みに社会で認知されているかは疑問なしとはしない。他方で、アジア太平洋諸国内では社会での弁護士の認知度は高いのではないかとも思われる。

そこで日本の弁護士は、日本内部でも市民社会における自ら役割を認識して市民社会との共働・支援を深めることが大切である。同時に、アジア太平洋の多くの国で人権問題や紛争が生じている中で、同地域の弁護士の同胞と協力して、この地域の市民社会を拡充し、強化し、グッドガバナンスを強化するように努力していくことを自らの使命と自覚して取り組む必要があると考えている。

以上のような見地に立って考えると、アジア太平洋地域において、ローエイシアが果たしてきた役割は大変大きいといえる。前述のように、アジアでの市民社会は脆弱であり、弁護士を起点とする各国の弁護士や弁護士会が協力して市民社会を担う役割を果たさなければならない。ローエイシアは、オーストラリアを含む太平洋諸国とも連携して弁護士のネットワークを地域で確立している稀有な存在である。私自身もローエイシアとローエイシア友好協会の会員となって20年以上経つが、アジア太平洋地域を中心とした世界での存在感は増すばかりである。今後のさらなる活躍を期待している。

ローエシアを活性化させよう



日本ローエシア友好協会常任理事
ローエシアビジネス法部元部会長
鈴木 正 貢

ローエシアの会員になって今年は年齢満85歳を迎えることとなりました。アジア地区に於いても法の支配の理念に基き地域社会の平和と経済活動の活性化の為に活動してきたのがローエシアであると理解して居ります。

コロナ禍の影響もあって、このところ海外で開催されたローエシア大会には残念ながら参加できないで居りますが、ローエシアの一会員として、アジア地区が抱える諸問題は何か、その問題の解決の為にはどうすれば良いのか、ローエシアの日本人会員として何が出来るのかを考えさせられる日々を送って居ります。

あれこれ考える中で、是非日本ローエシア友好協会の会員の皆様に紹介したい人物が居ります。第二次世界大戦前の外国で最も有名な日本人外交官であり、国際連合の前身である国際連盟で日本代表として活躍され、晩年には国際司法裁判所の前身である常設国際司法裁判所の創設に関与し、その所長にまで成った安達峰一郎についてであります。もし安達峰一郎が現代に生きていたとした

ら、アジア・太平洋地域に生起している諸問題にどう対応するであろうかを想像してみるのも有益ではないかと思った次第です。

安達峰一郎は明治2年(1869年)山形に生まれ、15歳の年、東京の司法省法学校に進学したい旨、父宛てに出した手紙には「法律は世の中を治めるのには最も大切なものである。もし法治国家でなければ、乱世の世の中になってしまう」「臣民たるもの一日も早く法律を完全にして社会の安寧幸福を進めなければならない。」と述べ、第一高等中学校在学中、東京帝国大学法科大学法律学科に入学するに当り、法学界の権威であった穂積陣重先生に宛てた書状には「都下数千人の法学生を見ると、大抵はその志望が偏小にして、ただただ民法、刑法、商法等の条文を暗唱し、判事あるいは代言人の職業に就こうとする者しか居らない。」「その万国公法、国際法等を精究して大いに国家のために力を致さんとする者に至りては、その数誠に少なく大変遺憾である。(日本のような弱小国家が列強に伍して外交を全うしようとする

からには、深く国際の理法に通じ、臨機応変に対応できる者を、外交の渉に当たらしめることが絶対に必要である。」「自分としては、非才ながらも国家のために身を致すの志があり、奮って外交法学を治めんと慾す」と述べ、将来外交官としての途を目指す決意が表明されている。

それでは、安達峰一郎は学生時代に懐いた外交官や国際法実務家として、どの様な場面で活躍されたのであろうか。

最初は、外務省に書記官として在任中（当時36歳）、ルーズベルト大統領の仲介で日露戦争の後始末である日露講和会議が開催されたが、日本側の首席全権の小村寿太郎外務大臣に命じられ、実際の交渉の段取りとか条約案の作成、会議への参加等、随員として講和会議に加わりました。この講和条約の妥結は、小村寿太郎全権の強烈な外交交渉力の成果と評されているが、この裏で支えた安達書記官の力によるものであるとの評価が、小村全権からもなされている。この講和条約の起草に当たった功績を認められ、安達峰一郎に対し「法学博士」の学位が授与されました。

次に忘れてならないことは、第一次世界大戦で敗戦国となったドイツに関するヴェルサイユ講和会議における安達博士の活躍ぶりであります。この講和会議の日本首席全権委員は西園寺公望、次席全権委員は牧野伸顕でありましたが、当時の駐ベルギー公使の安達博士も随員として参加しました。この戦争は、ヨーロッパにおける各国入り乱れての戦いでありましたが、安達博士は、この時、利害の対立する各国の間を上手に調整し、「平和と公平」を旨とするヴェルサイユ講和条約を締結させるのに積極的役割を演じました。

ヴェルサイユ講和会議が基になって国際連盟

（国際連合の前身）が創設されることになります。安達博士は、国際委連盟の第1回総会には日本代表団の随員として出席しましたが、第2回総会から第10回総会までは日本代表委員として活躍されました。ヴェルサイユ講和条約の第159条には軍備制限の条項がありますが、この条項を如何に実施していくかを検討するヴェルサイユ条約実行委員会の委員長を安達博士が務めておりました。国際連盟の最も重要な任務の一つが連盟参加各国の「陸海空軍の縮小」即ち「軍縮」の事業であると安達は述べております。これ正に現代における「核軍縮」問題と一致し、安達峰一郎が御存命であればどの様な案を提案なされたか興味のあるところです。

安達博士は、国際連盟の諸活動に参加する一方で、国際連盟の司法機関である常設国際司法裁判所（現在の国際司法裁判所）の創設に関与し、昭和5年に駐フランス大使を辞任し、常設国際司法裁判所の裁判官に就任し、翌年には同裁判所の所長に選任されました。所長に選任された年、満州事変が勃発、2年後には国際連盟から日本が脱退する等、日本を取り巻く国際情勢は急激に変化。所長就任の3年後病に倒れ死去されたこともあって、日本を取り巻く諸問題解決の為に安達博士が如何なる活動をなされたかは不明であります。

オランダ政府が常設国際司法裁判所の置かれているオランダ・ハーグの平和宮に於てオランダ国葬の礼をもって安達博士をおくったことから判る様に、安達博士が如何に優れた人物であるかを国際社会が認めていたということであり、安達博士の様な若者が次世代を担う人物として強く求められていることを強く感じる次第であります。

ローエシヤのビジネス法分野の活動の 活性化について



日本ローエシヤ友好協会常任理事
弁護士

内 田 晴 康

筆者がローエシヤと関わりを持つことになったのは、2002年に日弁連がローエシヤに団体会員として参加し、日弁連の推薦で日本代表理事に就任したことがきっかけである。日弁連への期待が大きかったこともあり、理事就任後数年でローエシヤの執行委員会のメンバーにも選任された。執行委員会は、実質的な最高意思決定機関で10名前後のメンバーで構成されていた。委員の構成は、ローエシヤでの活動歴の長いオーストラリア、シンガポール、香港等の英語圏のメンバーが過半を占めていた。国際法曹団体の役員は、IPBA(環太平洋法曹協会)、IBA(国際法曹協会)等で経験していたものの、いずれの団体もビジネス法務(企業法務)に携わる弁護士を中心とした国際法曹団体であり、当時のローエシヤの活動が公益、人権、法の支配、弁護士業務問題等に係る課題に重点を移しつつあったこともあり、ビジネス法中心の国際法曹団体での経験はローエシヤでの活動では十分に生かすことは出来なかった。もっとも、ローエシヤは本来ビジネス法にかかる活動が中核的な活動の一つであったこともあり、ビジネス法部会の活動を如何にして活性化するかということは課題として認識されており、様々な議論、提案がなされ、試行錯誤で取り組んでいた。

ローエシヤがこのような状況にあるときに、日

本を発祥の地としアジアのビジネス法務に関与する弁護士、法律家を中核とするIPBAが1991年に設立され、2000年に入ると会員を大幅に増加し活動を活性化してきた。また、IBAも、アジアに注力をするようになりアジアでの活動を強化し、2014年には年次大会を東京で開催し、アジアのビジネスローヤーがこれらの国際法曹団体に積極的に参加するようになった。その影響を受けて、ビジネス法の分野では、相対的にローエシヤの存在感は後退して行った。これに対し、ローエシヤも危機意識を持ち、ビジネス法分野の活動の強化のための検討が行われ、IPBA、IBA等との差別化を図るために、特定の法分野に注力する、裁判所等の関係が強いことを踏まえ訴訟、仲裁等に特化した活動の強化を計る、公益的な活動と連携したビジネス法の研究会を開始する等の改革案が検討され実行されるようになった。しかしながら、IPBA、IBAのような国際法曹団体が行っているビジネス法分野の活動に対抗しローエシヤがビジネス法分野の活動を中核的な活動として展開して行くことは簡単ではないというのが当時の筆者の実感であった。むしろ、ローエシヤはアジア各国の弁護士会の国際活動の連携、協力の場としての活動、裁判官との共同プロジェクト等に注力することで、公益、人権、弁護士業務問題等で実績を

挙げて行くべきで、それにより他の国際法曹団体との差別化を図り存在感を示すべきであると考えていた。このような判断から、筆者が理事、執行委員を退任し日弁連が後任を推薦する際には、日弁連での公益、人権、弁護士業務問題等の活動の経験が豊富で、実績のある弁護士が適任であるとの考えに基づき後任の推薦をした。その後も、ローエイシアは公益、人権、弁護士業務分野で実績を積み上げてきたが、ビジネス法分野の活性化は宿題として残っており、様々な試みに取り組む状態が続いていたと理解している。

しかしながら最近では、ローエイシアの歴史、実績、メンバー構成の多様性、質の高さ（官、学、民の法曹界のリーダーが会員）に鑑みて、アジアでのビジネス法務のさらなる発展を支えるためには、ローエイシアがその特色を生かしつつ、ビジネス法の分野の活動を強化して、この分野でのリーダーにもなっていくべきと考えている。但し、そのためには、IBA、IPBA等の国際法曹団体が成功した原因であるビジネス法務に携わる弁護士、法律家の積極的な参加が必須であり、それを可能にするには、ビジネス法務に携わる弁護士等がIBA、IPBAのような国際法曹団体に参加し積極的に参加をする動機、目的を知り、それに依る活動を強化して行くことが必要である。因みに、その動機、目的を自らの経験に基づき記すと、①海外の国々の法制、法実務の最新の情報を得る（セミナー、コンファランス、ニューズレター等を通じて）②グローバルな人脈、ネットワークを開拓、構築する（部会の活動、研究会、コンファランス等を通じて）、③最新、最先端の国際標準の法制、法実務を知り、実務に生かし、そのための国際的なルール作りに参加し、実務で実践して行く、ことである（この点に関しては、拙著「国際弁護士・日本の弁護士としてグローバル法務の発展・再構築を目指して」（商事法務）第7章を参照いただきたい）。

しかしながら、このような動機、目的は、ローエイシアの公益、人権、弁護士業務問題等の活動に参加する弁護士、法律家の動機、目的とは必ずしも一

致するものではない。ローエイシアとしては、ビジネス法分野の活性化のためには、ビジネス法、ビジネス法務、企業法務に関心のある法律家の積極的な参加が必須であり、そのためには、前記に述べた期待に応える活動の強化が必要であることをしっかりと認識すべきであろう。他方、他の国際法曹団体に比較しての特色である、アジア諸国、地域の弁護士会との強力なネットワーク、公益、人権、弁護士業務問題での実績、経験はそれ自体大きな価値のあるものであるのみならず、ビジネス法分野の弁護士にとっても、活動の幅を広げ、社会への貢献という法曹の重要な役割を果たして行く場として意義があり、ローエイシアはその機会を提供する舞台として魅力がある。近時、ビジネス法務が「ESG's」「環境保護」「ビジネスと人権」等の社会的課題を包摂した法務として発展してきている状況の下で、ビジネス法務の未来を見据えた活動が可能である。

この観点で見ると、2020年1月に日本ローエイシア友好協会他三団体により設立されたアジアビジネスローフォーラムの活動は、ローエイシアの公益、人権、法の支配等に関わる活動と、ビジネス法務に関わる会員の関心の「架け橋」になることを目的としており、ローエイシアでのビジネス法分野の活動の活性化の要請に応える企画として、積極的に推進すべきである。これまでの研究会のテーマとしては、「国際仲裁と国際調停」、「アジアにおけるビジネスと法」等が取り上げられており、いずれも設立目的に沿った企画であった。また、筆者の所属する事務所の弁護士がパネリストとして参加したミャンマーの軍事クーデター後の状況をテーマとした研究会は、現地のビジネスに与える影響をリアルタイムで伝える実践的なもので、ローエイシアの力を示し将来のビジネス法務分野の活動のモデルとなるものとして印象的であった。今後このような試みを弾みとしてローエイシアの国際ビジネス法分野での活動がさらに活性化されることを期待している。筆者としては、これまでの貢献不足を反省しつつ、ローエイシアの新たな活動を支援して行きたい。

執行委員会 (ExCo) 報告 ～アジア・太平洋の難しい環境のなかで迎える新年度～



ローエイシア執行委員会委員
上柳 敏 郎

新年度ローエイシア本部執行部構成～おかげさまで再任

新年度(2021年11月～2022年10月)のローエイシア本部の執行委員は次のとおりとなった。メリッサ・パン(新会長, 香港), シヤム・デイヴァン(新次期会長, 印), チュンワン・チョイ(前会長, 韓), スティーブン・ティル(副会長, マレーシア), エリック・ウンヨン・ヤン(新副会長, 韓), ヤップ・テオン・リャン(副会長, シンガポール), ポーリン・ライト(豪), イン・バオフ(中), シーエム・チャン(香港), ピンキー・アナン(印), 上柳敏郎(日), ラジーブ・アマラシュリア(スリランカ), アンジェラ・リン(台湾), ロバート・ブラウン(米)。顧問委員として, ゴードン・ヒューズ(事務局次長, 豪), 鈴木五十三(日本), プラシャン・クマール(印), マラティ・ダス(シンガポール)。

執行委員は総会での投票で決められていたが, 今回は立候補者が定数内で無投票となった。私は, 日弁連から推薦をいただき, おかげさまで2期目を務めることになった。

次回総会は, 現在のところ, 2022年10月にシンガポールを予定している(未確定)。ぜひ, 対面での集いが実現できることを願う。

新会長は香港Law Society (ソリシター協会) 前会長

新会長には, 2年前に次期会長に選出されたメリッサ・パン(女性)が就任した。香港では, 裁判所や, Law Society理事会, Bar Association (バリスター協会)でも人事体制が大きく変動している。ア

ジア・太平洋の難しい環境のもとで, 法の支配と人権という理念のもとで, どのようなかじ取りをするのか。ローエイシア会員, 加盟弁護士会, 執行部の見識と英知が問われる局面も多くなり, そのためにも, 日常的な会員, 加盟弁護士会の信頼関係, 委員会活動の活性化, 財政基盤や事務局機能の維持強化に, 格段の努力が必要である。日本ローエイシア友好協会は, 長期にわたり安定的な貢献をしてきたが, 一層の日本からの参加貢献が求められていると思う。

日本の役割

1月の執行委員会で, 新会長から今年度2, 3か月ごとに各地弁護士会の協力を得てセミナーを設定したい, 日本にも4月頃をお願いしたいとの案が提示された。現在, 今年4月か5月に, 国際調停とビジネスと人権という2つのテーマについて数か国の最近の動向の報告と, ローエイシアや各地弁護士会をベースとした協力体制の提案を含むパネルを, あわせて4時間のオンラインセミナー(日本語通訳付き)で実現できないかを検討中である。

アジア・太平洋をとりまく政治的経済的状況は複雑であり, ローエイシアの課題は多々ある。日本は, 反面教師的なことも含めアジア地域に提供できることが多々あり, また, 日本の法律界の発展のためにも, 参加協力, 人的信頼関係の構築は極めて重要である。もっとも, 戦時を含め歴史的経過への配慮を忘れることはできない。日本ローエイシア友好協会と日本のメンバーのますますの貢献・活躍が期待されていると思う。

アウンサンスーチーさんのこと



日本ローエシア友好協会常任理事
前広島高等検察庁検事長

酒 井 邦 彦

僕は、いつのころからか、軍事政権下で霧のようなベールに包まれていたミャンマーという国、ミャンマーの人たちに対して、どんな国なんだろう、どんな人たちなんだろう、友達になれるかな、行ってこの目で見てみたいという憧れを持つようになり、この国の少数民族カチン族の独立軍に従事した日本人ノンフィクションライター吉田敏浩さんの書かれた「森の回廊」という本をむさぼるように読みました。その後、スーチーさんがイギリスから帰国し、軍事政権に反対して民主化運動を始め、自宅軟禁されたりしたころに書かれた、「ビルマからの手紙」、「新ビルマからの手紙」は、敬虔な仏教徒として、ひとひらの花にも涙するような繊細な心と、革命家としての鋼の心が一人の人間の中に同居していることに恐れ、好きなところは暗唱するほど繰り返し読みました。いつの日かお会いしてみたいと思いました。

そんな折、2011年にミャンマーが軍事政権から民政移管したのを機に、翌年には僕も法務省を代表してミャンマーを訪れ法務長官と最高裁長官と話し合っ、法整備支援のプロジェクトを開始することになりました。そして、2013年に、スーチーさんが、27年ぶりに日本を訪問することになりました。ミャンマーとは、法整備支援の協定ができていましたが、近い将来国のリーダーになるスーチーさんの了解を得ていなかったことや、尊敬すべき法律家である谷垣禎一法務大臣とアジアにおいて法の支配がいかに大切であるかを語り合っただきたいと思い、僕は外務省にかなり無理をお願いして、法務省に来ていただきました。

法務大臣と会う前に、僕は、アウンサンスーチーさんと二人だけで会いました。その直前に東京スカイツリーを視察されたようで、そのときの様子を心の底からから楽しそうに話してくれました。また、僕がボタンのいっばいつている登山用の時計をしているのを目ざとく見つけ、「酒井さん、その時計面白いわね。このボタン何？これは？」と目をキラキラと輝かせて質問攻めを受けました。スーチーさんの情熱、理想、信念、勇気、忍耐強さなど、スーチーさんをという人を形作り、皆が畏敬の念を抱くこれら精神の源はこの強烈な好奇心なんだということをお会いして一瞬にして理解しました。まさに、Wonder-full な人なのです。

谷垣法務大臣との対話は、とても素晴らしいもので、お

二人とも出されたお茶に手を付けることも忘れて、法の支配のこと、日本の法整備支援のこと、ミャンマーの将来のことなど、とても和やで、かつ熱心に話を続けられました。そして、その会話の中で、日本の刑務所における矯正教育のことが話題になったとき、当時法務大臣室には、日本各地の刑務所で作られた様々な製品を展示してあり、お二人とも立ち上がり、製品を見ながら、谷垣大臣はそれぞれの説明をされました。製品の一つにバッグがあり、スーチーさんは、「これはどこのものですか」と尋ねられました。そのバッグは、函館刑務所で製造されたもので、バッグの真ん中に「獄」と書かれた一風変わったものですが、谷垣大臣が、「よろしかったら差し上げますよ」というと、スーチーさんは、「よろしいのですか」といわれ、バッグを抱えてソファに戻り話を再開しましたが、それからは、そのバックを膝の上に置いて、うれしそうにバッグを眺め、にこにこして、その様子はまるで可憐な少女のようでした。

それから、スーチーさんの率いるNLDは総選挙で勝利し、国のリーダーとして大きな責任を負うこととなりました。その後、軍のクーデターにより現在まで拘束が続けられ、いわれない罪で起訴されています。今考えると、スーチーさんは、ずっと長い間、僕たちの想像を超えるような激動の中を歩んできたのですが、この2013年は、つかの間の、ちょっとのんびりできた年だったかもしれません。

世界の人たちと同じく、僕もスーチーさんのことがとても心配です。一度裁判に出廷した時の写真が公開されたので、食い入るように見ましたが、背筋はピンと伸び、高邁な精神は微動だにしていないことに安堵しました。スーチーさんは、ずっと以前から、「一人一人が自らの心を恐怖から解放し自由を求めない限り国は変えられない。欠かせないのは何事も恐れない勇気だ」、「私の考え方は、自由なうちに出来る限りのことをするということだ。もし私が逮捕されたら、それでも私は出来る限りのことをするつもりだ」、「唯一の本当の牢獄は恐怖であり、唯一の本当の自由は恐怖からの自由である」と言っておられるように、その魂の飛翔は誰も止めることはできまい。なぜなら、彼女にとっては、「自由と民主主義は決して諦めない夢」なのだから。

あの、「獄」と書かれたバッグは今どこにあるのだろうか？

国際法律家団体の役割



日本ローエイシア友好協会副会長
弁護士

小 原 正 敏

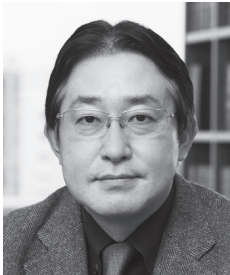
ローエイシアの2021年度の年次大会は、同年11月15日から18日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ITネットワークを利用したバーチャル方式で開催されました。リアルで開催されるローエイシア年次大会への出席は、大会での決議・報告等により、アジア・太平洋地域を中心とした各国における法の支配と人権の状況についての最新の情報に直接触れることができるとともに、ローエイシアの最近の活動を知り、会員として関与できる貴重な機会を与えてくれます。しかし、私にとっては、それだけではなく、大会が開催されている国・都市を実際に訪れ、その地の歴史・風土・生活を体感し、そこでの多くの人々との出会い、交流をできることが、大きな楽しみでもあり、また参加の魅力でもありました。バーチャル大会は、開催地への移動時間や費用を節約できるという点においては大きな利点がありますが、日常生活の中で、継続的かつ集中的に参加の時間を確保することが困難であるという難点もあります。その意味では、やむを得ない事情ではありましたが、バーチャルでの開催は、個人的には少し残念でもありました。しかし、そのような制約の中であって、ウェブ上で熱心に会議に参加され、司法の独立や人権の擁護に関する多数の重要な声明が採択され、また、多様な分野において、報告と意見交換ができる機会が確保されたことには、大きな成果であり意義深いものであったと思います。大会の運営に尽力されたチョイ会長・理事の皆様を始めと

する多くの関係者の方々に、心からお礼と敬意を表したいと思います。

他方で、新型コロナウイルスは、その後も変異を重ね、なお世界中で感染の拡大とそれに起因する経済の停滞や生命・健康の危機をもたらしており、その収束は予断を許さない状況が続いています。しかし、この間も国際社会では、そのような状況にかわりなく、法の支配・司法の独立・人権の擁護によって看過できない様々な事態が各地で続発しています。また、昨年英国で開催されたCOP26では、地球環境問題について、各国にさらなる温暖化対策を求める具体的目標が全会一致で確認されるなど、司法・人権・環境等の分野で、法律家が果たすべき役割は益々重要になってきています。

ローエイシアは、アジア・太平洋地域の各国の法曹・法律家が、柔軟な相互交流を通じて、各国の文化と独立を尊重しながら、司法制度、教育、生活における法の支配や基本的人権の尊重といった普遍的価値に理解を深め、それを共有することにより、地域社会の発展と人々の幸福の実現に協力することを目標に活動を続けてきました。私は、COVID-19が蔓延する困難な状況の下であるからこそ、この数年間の経験と実績を活かしながら、国際法律家団体としてのローエイシアが持つレジリエンスを発揮し、より良き社会を築くための法律家の団体ならではの大切な役割を果たしたいものだと考えています。

「With コロナ」「Post コロナ」の オンラインADRの活用と期待



弁護士・英国仲裁人協会上級認定仲裁人 (F.C.I.Arb.)

高 取 芳 宏

1 昨年10月にABLF開催セミナー「国際仲裁と国際調停～ビジネス紛争解決のアジア的試み」において、「シンガポール国際調停センターと京都国際調停センターによる COVID19 対応の共同プロトコールを含めて、戦略的実務の観点から」という発表をさせて頂きました。このプロトコールは、コロナ禍に対応して、オンラインによって迅速かつ安価で国際調停を行うためのものであり、筆者が共同調停人を務めた第一号案件で得たノウハウの経験についての報告と質疑応答を行いました。「with コロナ」のオンラインADRの一つの経験として、主張書面や証拠の提出も含め、準備会及びヒアリングも全てオンラインで行ったフルバーチャルによるADRの様相だけでなく、「Postコロナ」も見据えたオンラインADRの在り方について検討させて頂くことができました。筆者としては、アジア太平洋地域を含め、国境を超えたADRについては、仮にコロナが収束した後、すなわち「Postコロナ」においても、オンライン型のADRが、少なくともハイブリッド的にオンラインを組み合わせる手法が主流を占めると予測しますし、そのような方向が、特に国際調停においては望ましい側面もあるのではないかと、少なくともユーザーのオプションとしては大きい存在であり続けるのではないかと考えています。

2 オンラインADRに対しては、「コロナ禍ではやむを得ないオプションであるが、あくまで対面によるオンラインではないものが原則であるべきである」という意見も根強いと思います。特に、仲裁に

ついては、オンラインであるが故の、例えば事実証人のコーチングの問題、翻訳の便宜性の問題、異議を述べる機会の確保など、防御権との絡みでデュープロセス上の課題も多く指摘されるところです。しかし、このような課題についても、テクノロジー（ハード面）とオペレーション（ソフト面）の両面から工夫が進化し、実務として根付いて来ております。また調停については、コーチングの問題等も生じず、あくまでも合意したプロセスを前提としてオンラインを駆使したプライベートセッションを臨機応変に展開できるなど、オンラインだからこそそのメリットも多く認識されるところであり、スケジューリングの容易性も含め、筆者自らも上記共同プロトコール案件において大いに実感しました。オンライン調停については、コロナ以前から、例えばハワイ州においては広く利用されており、家族事件など感情がもつれる案件においても、むしろ現場で顔を合わせなくすむ等のメリットも指摘されていました。また、従来オンライン調停に批判的であった著名調停人が、実体験を通して、むしろ現場で議論を戦わせる雰囲気避けることができるメリットを強調する動きなども見られます。

3 ローエイシア、ABLFにおかれましては、今後主流となってくるであろうオンラインADR特に国際調停のプラクティスについて、各国の実務家の意見や提案を広く議論され、ユーザーが使いやすいルールやプロトコールの構築等に向けた活動を促進して頂けると大変有意義なのではないかと考えます。

途上国の法整備支援に関わってみませんか



(独) 国際協力機構 ガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ 法・司法チーム 企画役
井出 ゆり

本ニューズレターには、昨年1月にも「法整備支援とSDGs」という表題で拙稿を掲載していただき、文末には、SDGs（目標16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する）の達成に向けて、さらに加速した1年にしたいと書かせていただいた。2021年は依然として途上国との人の往来という意味では制約の多い1年となったが、一方で、オンライン会議の普及によって、より広く日本の法律家の方に法整備支援の活動に関与いただいたり、途上国側でも多数の方に活動に参加していただくことが可能になるなど、一定のメリットもあったように思われる。また、このように法整備支援の活動が継続・拡大できているのは、現地にとどまって奮闘してくださっている長期専門家の方々のご尽力のおかげでもある。

本稿では、簡単に近年のJICAにおける法整備支援の活動を振り返るとともに、このニュースレターを読まれている法曹関係者や研究者の方々にも、ぜひ今後JICAが実施する法整備支援活動を支援していただきたく、JICAが実施している法整備支援事業の概要その関わり方についてご説明させていただきます。

JICAがODAとして実施する法整備支援は、1990年代にベトナムで民法の起草を支援したプロジェクトが実質的な第1号案件である。当初はアジアの国々で、民商事法分野を中心に法案の起草支援を多く実施していたが、近年では、個別法案の起草支援だけでなく、法令整合性の確保、法の解釈・適用能力の向上、訴訟手続きの迅速化、調停制度の導入や調停人のトレーニングなど、実務の運用改善や司法アクセスの強化に力点を置いたプロジェクトが増加している。また、一部の国では刑事司法に関する協力も拡充している。地域的にも、これまではアジアの国々を対象とした協力が多かったが、2021年には、アフリカ地域において、司法アクセス及びビジネス法に関する調査を実施しており、今後、アフリカ地域における協力の拡大も検討していきたいと考えている。関連する分野としては、ビジネスと人権に関する活動にも力を入れている。

途上国における法・司法分野の課題は幅広く、そして根深い。法令間の不整合が原因で恣意的な解釈や運用が許されてしまったり、民法や民事訴訟法のような基本法令であっても、立法趣旨に基づく正しい解釈がなされないのが不適切な運用がなされたり、数千名の裁判官しかいないのに数百万件の訴訟が係属して終局判決を得るまでに10数年を要したり、利

用できる公的な紛争解決制度が限られているのでバイアスのかかった村落調停で不公正な紛争解決を強いられたり、依然として、裁判所や司法制度が信頼される状況には遠いと言わざるを得ない国々が多い。しかしながら、現地には、これらの課題に真摯に向き合って改善に取り組んでいる多くの法律家が存在しており、一朝一夕にはなくとも、あきらめずにひとつずつ解決に取り組んでいけば、少しずつ改善をはかることは可能である。

JICAによる法整備支援では、裁判官、検察官、弁護士、官公庁職員など日本の法律分野の専門家を現地に派遣して、途上国の裁判官や司法省職員とともに課題の解決に取り組んだり、法務省、日弁連、特許庁、公正取引委員会等のご協力をいただいて日本での研修を実施するなどの方法で活動を実施している(2020年3月以降、大半の研修はオンラインで実施している)。一方、上記のとおり、途上国の課題は幅広く、実務的にも理論的にもより複雑化しており、様々な専門家の知見が必要とされている。途上国側からも、急変する社会に対応した先端的な分野について学びたいというニーズも強い。そのため、JICAとしては、さらに多様な分野で経験を有する法律家が、法整備支援の活動に関わってくださることを期待している。

法律家の方々がJICAの法整備支援に関わる方法は、大別して以下のとおりである。

(1) 長期専門家として途上国に派遣される

任期は通常は2年である。検察官、裁判官の方は、法務省法務総合研究所に所属した上で派遣される。弁護士の方は、原則として、日弁連の推薦をいただきJICAが共同で選考させていただく。専門家には所定の手当てが支払われ、家族随伴も可能である。5年以上の実務経験を経た上で留学した弁護士の方で、アジアやアフリカの司法分野に関心のある方にとっては、留学後にさらに特別な経験をされる場としてもオススメである。

(2) 研修講師となっただく

JICA本部や現地プロジェクトが企画する研修において、講師やアドバイザーとして関与いただく。

実質的にはボランティアに近いお願いとなっている。ご協力いただいている法曹関係者や研究者の方々には心より感謝申し上げたい。

(3) JICAが実施する調査やプロジェクトの実施を受託いただく

大半の法整備支援案件は、JICA用語では「直営」といってJICAが法務省や日弁連等の協力をいただきながら実施しているが、今後、アフリカなど新たな地域でのプロジェクトや、特に専門性の高い分野でのプロジェクトを実施するにあたっては、開発コンサルタントや法律事務所に委託する方式でのプロジェクト実施を検討していきたいと考えている。2021年に実施した調査案件では、JICA事業に習熟し、開発分野の専門性を有する開発コンサルタントのチームに弁護士の方がメンバーとして参加して下さったり、開発コンサルタントと大手法律事務所がJVを組んで案件を受託していただいた。直営案件においても、途上国に現地オフィスを有する法律事務所に対して、プロジェクトが実施する研修やプロジェクトの各種成果物へのアドバイスをお願いする場合がある。特にビジネス法分野など、専門性が高く実務的な知見が要求される分野において、法律事務所のご協力をいただけることは有難い。

(4) JICAの特別嘱託に応募いただく

JICA本部では、2020年度より、法整備支援案件の企画・管理を担当する特別嘱託職員として弁護士を募集している。原則として約1年間本部で業務を行い、複数の法整備支援案件を横断的に見ていただき、開発援助の実務についても学んでいただいた上で、その後、長期専門家として途上国に派遣されることが予定されている。これまでに委嘱されたお二人は忙しくも楽しい日々を送ってくださっていると信じている。(なお、私事で甚だ恐縮であるが、小職は弁護士からJICAに総合職として転職し、丸3年が経過したところである。JICA内外の多くの方のご指導のおかげで、充実した毎日を送らせていただいております。もし、本ニューズレターをご覧になって関心を持たれた方がいらっしゃれば、JICA社会人採用もぜひチェックいただきたい！)

ミャンマーのクーデタ ～紛争影響地域におけるビジネスと人権～



日弁連国際人権問題委員会幹事
佐藤 暁子

2021年は、国内外においてビジネスと人権の取り組みが大きく進んだ年であったが、その中で企業が直面する課題もより一層浮き彫りになった。ミャンマーのクーデタもその一つである。奇しくも2021年は、2011年に国連人権理事会にて全会一致で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」(指導原則)の10周年であった。この10年での進捗と課題の共有、そして次の10年に向けた議論が活発に行われる中で、改めて指導原則が目指す企業のあり方が模索されている。

2021年10月に、韓国弁護士会主催で行われた第2回ローエイシア人権大会でも、ミャンマーにおける人権侵害をテーマとするセッションが設けられ、若者を含むミャンマー人より現地の状況、そして各国、企業に対して即時の具体的なアクションを求める切実な声が聞かれた。

ミャンマーを含む紛争影響地域における企業活動について、国連ビジネスと人権ワーキンググループは報告書を発表している。そこでは、企業が武力紛争下において国際人権・人道法を遵守することを前提に、紛争影響地域において当然に人権侵害リスクが高まることから、人権デューデリジェンスもそれに伴い強化すべきことが指摘されている。人権デューデリジェンスの強化を判断すべき根拠となる契機や指標についても、同報告書は具体的に提示している。例えば、政治的脆弱性、民族主義的・武装的・急進的な抵抗運動の高まりといった政治的変動、

深刻な貧困や大量の失業、深刻な不平等などによる経済的・社会的問題の変動といった、武力紛争やその他の不安定な状態があげられる。また、独立した公正な司法機関の欠如や汚職といった国の構造の弱さ、深刻な国際人権・人道法違反の報告といった要素も影響する。

ミャンマーはクーデタ発生当時、民政移管を経て民主主義の発展の道を歩み始めていたものの、軍の権限に対する監視は必ずしも十分ではなかった。また、ロヒンギャの虐殺行為に対する国際的な非難も強く受けており、国連の独立調査団による報告書においても、軍閥企業による利益と軍による国際人道・人権法違反行為の関係性から、軍閥企業との事業活動がこれに加担する可能性が指摘されていた。すなわち、クーデタ発生以前から、ミャンマーでの事業展開に際して人権デューデリジェンスを強化すべきことは明らかであった。体制移行国での事業の実施は、雇用の創出をはじめ、社会インフラの整備等、もちろん現地社会の発展に資する。しかし、事業活動がもたらす負の影響を帳消しにするものではない。さらに、平時の人権デューデリジェンス実施時と同様に、上記ローエイシアのセッションのミャンマーの人々を含め、ステークホルダーの声を聞くことが極めて重要である。企業は、ミャンマーの人々の声に耳を傾け、責任ある企業として行動することが求められている。

ローエシア人権大会



ローエシア人権委員会共同議長

東 澤 靖

1. はじめに

ローエシアの人権委員会（旧人権セクション）は、2019年以來、人権大会を開催している。

いうまでもなく、ローエシアに加盟している各国の弁護士会や個人会員の中には、人権のための事件や活動に関わっている法律家が数多くいる。ローエシアの年次大会があるものの、参加登録費は決して低額ではなく、また人権に関わるトピックを扱うセッションも多くはない。他方で、アジア太平洋地域の困難な状況で活動する人権弁護士こそ、情報を交換し、交流し、そして励まし合う場が不可欠である。そうした人権弁護士が一同に会してさまざまな課題を議論できる場として、人権大会は構想された。

実は、人権大会が構想される背景にあったのは、2017年に東京で開催されたローエシア年次大会である。その時には、ホスト役のひとつである日弁連の国際人権問題委員会の有志が、年次大会参加者の中で各国の人権弁護士が交流する場を設定していた。特に同委員会の委員長であった北村聡子弁護士が中心となって、年次大会の会場の一室を確保して、各国の人権への取組を報告しあう会議を開催した。そのような交流の場の必要性を実際に体験したからこそ、人権大会の構想を持つに至ったのである。

第1回のローエシア人権大会は、2019年1月にインドのニューデリーにおいて、インド弁護士会の強力なバックアップのもとで開催された。二日間の短いものであったが、インドの副首相も迎えた、相当に準備された大会であった。参加登録費も、ローエシア執行部の理解や、地元弁護士会の協力もあり、人権弁護士にとって参加しやすいものとなった。この時、日本の代表団は、上柳敏郎弁護士などが企画の中心となって、地元の裁判所や国家人権委委員会の訪問なども実現した。

第1回大会の成功に力を得て、2020年には3月にネパールのカトマンズでの第2回大会がいったんは準備された。ところが、この年のはじめから世界に蔓延し始めた新型コロナによって、結果的には開催断念のやむなきにいたった。そして2021年に入っても、収束の気配が見えない中、いったんは人権大会の開催が危ぶまれた。その中で、開催に手を挙げてくれたのが、当時のローエシア会長のお藤元である韓国であった。

2. 第2回人権大会の概要

第2回人権大会は、2021年10月5日の一日間、すべてオンラインで開催された。

開会式では、大韓弁協のリー会長、ローエシアのチェ会長、そして人権委員会からディヴァン・ローエシア副会長があいさつをおこなった。それに引き続いて次のような盛りだくさんのセッションが開催された。途中からは、複数のセッションが同時に進行した。

全体セッション：アジア太平洋における人権と新型コロナ

第1セッション：ミャンマーにおける人権危機

第2セッション：新型コロナ時代の人種差別

第3セッション：アジア太平洋における表現自由規制の傾向

第4セッション：気候変動訴訟において登場した規範

第5セッション：ギグ・エコノミーにおける労働者の権利

第6セッション：多様性と法生成に向けたジェンダー平等と人権

これらのセッションでは、日弁連の関連委員会に報告者の立候補を依頼し、日本からも5名の日弁連会員が報告者・モデレーターとして参加した。

大会の閉会式は、人権大会の実務を牽引してきた大韓弁協のピルキュウ・ヒュワン弁護士（組織委員会委員長）と私があいさつを行った。ちょうど大会の前日、ノーベル平和賞が、人権のためにたたかうロシアとフィリピンのジャーナリストに贈られることが発表された。そのため私は、あいさつの締めとして、日本とも深い関係を持ち、韓国でノーベル平和賞を過去に受賞した金大中元大統領のことは引いた。それは、我々は新たな課題に立ち向かうために、常に努力しなければならないという決意であった。

3. 大会準備を振り返って

結果的に、第2回人権大会は、500名近い登録者を得て、大成功の内に終了した。その成功の要因に、大韓弁協の大きな努力があったことはいうまでもない。大韓弁協は、大会のオンラインプラットフォームを、全世界からの登録を含め、英韓二カ国語で何らのトラブルもなく運営した。ローエシア人権委員会も、10回以上に及ぶオンラインでの打合せ会議、できるだけ幅広い国々からの報告者の選定、経験に基づくロジスティクスの管理などでお手伝いをした。

他方で、オンラインの大会は、参加者同士が交流する機会を持つことができず、また時差のために、会議時間や報告者の選定に多くの課題を残した。

2022年に向けても人権大会の準備を始めている。そして近い将来に、日本でも人権大会を開催することが、強く期待されている。

ローエシアへの期待



同志社大学法学部 教授
小倉 隆

2017年ローエシア東京大会から4年が経った。当時の熱気は、アジア・ビジネス・ロー・フォーラム (ABLF) の活動に受け継がれて今に至っている。

アジアと日本、政府関係者と民間の法律家、シニアと若手を結ぶ3つの懸け橋を提供する場という点で、ローエシアとABLFは共通点を有する。

2021年に、ABLFは3回のセミナーを行った。3月の「日本及び韓国の法分野におけるリーガルテックとDXの状況」、6月は「ミャンマー非常事態宣言下のビジネス環境と企業の対応」、そして10月の「国際仲裁と調停～ビジネス紛争解決のアジア的試み」である。

日本と韓国の間には、「徴用工問題」「従軍慰安婦問題」「領土問題 (竹島問題)」があり、日韓基本条約締結以来、両国関係は最悪とも言われる逆風が吹く状況下において、最先端の問題について互いの優れた点を率直に学び合い、交流することができた3月のセミナーは、たいへん有意義であった。

また、身の危険にさらされる中、ミャンマーに滞在されている弁護士の方々に情報発信していただいた6月のセミナーは、バーチャルながら緊張感のある試みであった。

10月のセミナーは、私もスピーカーの機会をいただいたのであるが、如何であったであろうか。いずれの回も、アジアと日本、官民、シニアと若手の橋

渡しができたイベントであったと思っている。

2017年以前、私は民間企業において法務の仕事をしてきたのだが、実は我が国が注力してきた法制度整備支援の内容について、うわさ話程度の知識しかなかった。開発途上国、とりわけ初めて参入する国において企業法務が苦勞するのは、現地法の基礎情報が少ないことである。もしも、法制度整備支援に関わっておられる法律家を知っていたならば、どれだけ心強かったか、ということに後から気がついた。

2019年4月から、同志社大学で教えることとなり、36年勤めた会社を退社した。若手に伝えられるのは、企業法務パーソンとしての経験談であり、国際ADR (仲裁・調停) のリアリティーである。そのようなミクロの話に、我が国が注力している法制度整備支援のマクロな話題を加えると、若者達は大いに興味を持ってくれる手応えがある。教え子の中から、次世代を担う国際法務パーソンが育ってくれることを願って授業を行っている。

ABLFは、今後も、意欲的なテーマの元に、最前線のスピーカーの方々をお迎えして情報発信・交流をしていくことが予定されている。今まで、企業法務パーソンにとってローエシアは敷居が高い集まりであったようにも思えるのであるが、ABLFを通じて、その兄弟的な存在であるローエシアもより身近なものになっていくことが期待される。

コロナ禍での国際的視野の醸成



弁護士

安倍 嘉一

一昨年、新型コロナウイルスの影響によって国際的な大会が軒並み中止となった。昨年は、少しは落ち着いたかのようにも見えたが、国内外において感染者数は依然として拡大しており、渡航にも制限がかかっている。このような状況では、今年も実際にリアルで海外の弁護士と交流を図ることは、なかなかハードルが高いように思われる。その代わり、2020年に急速に普及したWeb会議システムによって、各所でリモート会議やウェビナーが開催されるようになった。しかし、Web会議システムも、お互いの顔を自国にいながら見られるというメリットはあるものの、やはり「交流」としては限定的にならざるを得ない。小職も2021年のLAWASIAの年次大会に参加したが、スピーカー同士のコミュニケーションや、スピーカーとリスナーのコミュニケーションは、やはり十分とはいえなかったように思う(時間があらかじめ定められていることもあり、質疑応答の時間が無くなるものもあった)。

こうしたことを考えると、LAWASIAのような国際的な大会は、やはりウェブ開催では物足りない。一日でも早くリアルでの開催ができるようになることを祈っている。

上記のように、「交流」という観点では、なかなか厳しい状況が続いているが、LAWASIAの大会のもう一つの魅力である、セッションなどで各国の弁護士等に話をしてもらい、各国の状況を把握するこ

とについては、それこそWeb会議システムによって、かなり簡単に行えるようになった。この点は2021年のLAWASIA年次大会でも、相応に達成できていたように思う(ただ、自分のオフィスで聞いていると、ついつい自分の業務を優先してしまい、話を聞くのが中途半端になってしまったことは反省点である)。

また、小職は、ローエイシア友好協会が関与するABLF(アジアビジネスローフォーラム)の事務局の末席に名を連ねているが、ABLFにおいても、ミャンマーの軍事クーデターが発生した直後に、海外とオンラインでつないで、リアルな状況を現地の方から直接聞く機会が得られた。このように、国際的な情報の共有という点においては、どんどん容易になっている。さらに、ABLFでは、国際仲裁やビジネスと人権など、国際的に話題となっているトピックについて取り上げている。自分自身の専門が国内的な業務にとどまっているため、こうした国際的かつ専門外の話(まずは日本語で)解説してもらえことは非常に有難い。このように、国際的な視野を広げる機会は、コロナ禍においても(むしろコロナ禍においてより一層)たくさん提供されている。自分自身も、できる限りこのような機会を活かして勉強し、将来海外の弁護士と「リアル」で会えるようになったときでも、会話を遅れずついていける程度にはしておきたいと思う。

「隣り」にある人権侵害



弁護士

島村 洋介

2021年の某日、在日ウイグル人のAさんにお話を聞く機会があった。Aさんのご家族は今、故郷ウイグル自治区の「教育施設」に入れられており、Aさんは長い間連絡を取ることができていない。そんなある日、Aさんのもとに突然家族から電話があった。Aさんは喜んで電話を取ったが家族の声は暗く沈んでおり、すぐに公安を名乗る見知らぬ男が代わって電話口に現れた。曰く、「日本にいるウイグル人たちの活動状況や情報を提供して欲しい。」Aさんは戸惑った。Aさんには日本でウイグル人への人権侵害に対する抗議活動を行っている在日ウイグル人仲間が大勢いたからだ。Aさんはその場では「考えさせてくれ」と電話を切ったものの、「言うことを聞いてくれれば故郷の家族の安全は保障する。」という男の言葉が重くのしかかる。悩みに悩んだあげく、Aさんはその依頼を断った。以来、Aさんは家族との連絡を全く取れていない……。

これは、遠い外国の話ではなく、日本国内の、私たちの隣で暮らしている在日ウイグル人に実際に起きていることである。この他にも、在日ウイグル人の人々は、パスポートが失効しても大使館が再発行に応じてくれない、電話で何気ない話をただけで「外国に情報を流したスパイ」として故郷に住む年老いた親が「教育施設」に入れられてしまったなど、日本国内では想像しがたい人権侵害が、海を越えて私たちの身近で、数多く起きている。

ウイグル族への人権侵害は、ウイグル族の強制労働に関与しているとして、日本企業の名前がオース

トラリアのシンクタンクの報告書に公表されたことで、日本国内でも認識が高まった。2021年発足した岸田内閣は、新たに国際人権担当総理補佐官を設置し、人権侵害に関与した外国の当局者に制裁を科す「日本版マグニツキー法」の整備や、サプライチェーン上の人権デューデリジェンスに関するガイドラインの策定を目指すなど、国外におけるお人権擁護を強化する姿勢をアピールしている。こうした動きは持続可能な開発目標（SDGs）を推進する上でも欠かせない。

一方で、我々国内にいる弁護士に何ができるか。「ビジネスと人権」への関心は、政府・民間レベルで高まってはいるものの、その恩恵は未だチェーンの最末端にいる個々の児童や労働を強制されている人々のレベルにまでいきわたっているとは言えない。我々はそのような人々の声を拾い、現実の救済につなげる努力を惜しんではならない。また、人権擁護を使命とする弁護士会、法曹界として、国内のみならず国外で行われる人権侵害に対しても、抗議の声を発すべきである。

上述のAさんは、家族の様子を知ることもできないし、助けに帰国することもできない。家族が「施設」から出て日本に逃れることも恐らくは相当困難であろう。ただ、日本には既に、本国での迫害から逃れてきた外国人（留学や就労・技能実習等を含む）が、実は既に大勢いる。彼らの中には日本で生きる手段や知識を十分に持たない人も多い。このような人々に手を差し伸べるのも我々の役目である。

ABLFの活動から実感できる 日本の法曹のアジア展開



大成建設（株）法務部法務室（国際）室長
伊藤 雅 一

昔話で恐縮であるが、今から四半世紀以上前、私が社会人になった頃は、日本は世界第二位の経済大国等と囃されながらも、海外との取引に関しては、契約準拠法を日本法とし、紛争管轄を日本国内の裁判所としない限りは、日本企業が日本の法曹にお世話になる機会は滅多に無かった。自分達の海外事業の進め方に不安を覚えた時だけ、当時は僅かであった渉外業務を手掛ける日本の法律事務所の知見豊かな弁護士に東京側で相談するという時代であった。

殊に、建設業においては、長い歴史の中で、膨大な判例を生み出した建設契約約款、契約管理も身に着けたQS（quantity surveyor）と呼ばれる技術者、および建設契約・紛争専門の弁護士、を三点セットで輸出し続けてきた大英帝国の影響を色濃く受けた地域が多く、当然にその恩恵を享受すべく英国系の弁護士が世界中で活躍していた。従い、日本企業にとっては、たとえ日本のODA案件であったとしても、どの英国弁護士・現地弁護士のチームと現地ペアを組むかがプロジェクトを成功裏に導くための重要な判断要素の一つであった。

時は流れ、令和の御代。アジアの何処に行っても日本の弁護士が拠点を構え、根を張り、現地弁護士

とタッグを組んで活躍している。建設契約の分野においても外国の弁護士に時折見受けられる硬直的な対応ではなく、相手国のニーズを理解しながら柔軟に対応している。また、JICAや法務省国際協力部による法整備支援活動も着実に実を結んでおり、相手国当事者の理解に変化が見られる。これら二種類の活動は、外務省（各局・在外公館）、経産省、国交省、JETRO、IBL、ICCLC、ENAA、海建協等の機関による支援と共に、日本企業には重要な支えとなっており、Team JAPANの一員としては現状に感慨無量である。

寒さとともに空気が澄み、夜空は満天の星空。海外で活躍する日本の法曹も星の如く強く輝いているが、民間企業の実務担当者としては、点をランダムな線として繋ぐプロジェクト単位の人的ネットワークの構築が限界。そんな時に巡り合ったABLFの活動。シンポジウムの前などは法曹に限らず産官学の人的ネットワークの引出しを皆さんフル活用して、どうやったら実り多き開催を迎えられるかを真摯に検討している。そんなABLFは私にとって星座と恒星を教えてくれるプラネタリウムの如し。星となる来館者の話が毎回楽しみである。

理事会

日本ローエイシア友好協会(会長・小杉丈夫)の理事会が、去る11月19日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された(WEB会議併用)。

出席理事(会場:7名/WEB6名)

同理事会では、下記第1号議案及び第2号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第3号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 上期事業実施状況及び収支の件
- (2) 下期事業計画の件
- (3) ローエイシア執行委員会報告の件
- (4) アジアビジネスローフォーラム(ABL F)研究会
「国際仲裁と国際調停～ビジネス紛争解決のアジア的試み」(10/11)開催報告の件
- (5) 家族法部会の活動報告の件
- (6) 今後の当協会の組織体制と活動について
- (7) ニュースレター発行の件



「理事会の様様(11月19日、於 法曹会館/WEB併用)」

●LAWASIA 2021 Virtual Annual Conference

2021年11月15日～18日

lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

(令和3年11月19日現在)

個人A会員	101	
個人B会員	42	
法人A会員	2	
法人B会員	12	(計 157)

☆会員の区分について☆

個人A会員(当協会及びLAWASIA両方の会員資格)	年会費	18,000円
個人B会員(当協会会員資格)	年会費	5,000円
法人A会員(法人B会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員)	年会費	45,000円
法人B会員(個人A会員と同じサービスも受けられる)	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

(令和3年11月19日現在)

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官
	石川正	弁護士
	千種秀夫	日本法律家協会顧問
	中川英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好達	元最高裁判所長官
	柳田幸男	弁護士
	吉村徳重	九州大学名誉教授
会長	小杉丈夫	弁護士
副会長	鈴木五十三	弁護士
	小原正敏	弁護士
常任理事	酒井邦彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	神田秀樹	学習院大学法科大学院教授
	堀裕	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	上柳敏郎	弁護士
	姫野春一	事務局長
理事	大須賀寛之	最高裁判所事務総局秘書課長
	柴田紀子	法務省大臣官房審議官
	森永太郎	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	田中浩三	弁護士
	森伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
監事	青山善充	東京大学名誉教授

編集後記

本欄の書き出しは前号も前々号もコロナウイルス禍の話題でした。現在も新型コロナウイルスの感染が急拡大している様子が連日、報じられており、日常生活や企業活動等において、その対応の切実さが増大してきております。

このような状況の中にあって、約1年ぶりにニュースレターを茲にお届けできることとなりました。これは偏に執筆者のお手配等、鈴木(五)副会長のご尽力の賜物であります。

本号の中でローエイシア大会・会議の開催方法として複数の方が触れておられるWeb会議では臨場感に欠け、コミュニケーションが十分でなく物足りない旨の文章に接して、リアル開催を常に思い浮かべるのは編集者のみでしょうか。

ご案内の、本年2月25日に開催が予定されているアジアビジネスローフォーラム主催「ビジネスと人権～政府・企業・市民社会の連携」(Web会議)には多くの会員の皆様のご視聴が期待されております。

(事務局長/姫野春一)

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032

JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内

TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp